

令和6年度

市民活動推進事業“とちぎ夢ファール” 募集案内



(イラスト：平子めぐみ)

市では、市民と共に考え、協働により築きあげるまちづくりを進めています。
この事業は、「市民協働まちづくりファンド(市民の皆様等からの寄附)」を活用し、
主体的・公益的な市民活動(=事業)を応援するものです。
日頃の想いやアイデアを活かし、栃木市の夢と未来を創造してみませんか。

※ 愛称である“とちぎ夢ファール”の「ファール」とは、
イタリア語で「創造する」という意味です。



栃木市



はじめに

『とちぎ夢フェアレ』は、その財源の大半が市民の皆様や企業からの寄付金、全国からのふるさと納税によって賄われております。そこには、市民活動の推進に効果的に活用され、栃木市がより活性化するようにとの寄付者の願いが込められています。この制度を活用する団体の皆様におかれましては、そのことを十分にご理解いただき、感謝の気持ちをもって事業を実施していただきますようお願いいたします。

皆様の活動によって、より多くの方が市民活動に参加し、将来的に地域の課題解決につながることを大いに期待しています。

《令和6年度 募集のポイント》

★Aコース（スタートアップ補助）について

新型コロナウイルスにより、多くの団体が活動内容の縮小や方向転換を余儀なくされており、市民活動の停滞が懸念されております。

「とちぎ夢フェアレ」では、市民活動の新たな芽を育てていきたいという思いから、Aコース（スタートアップ補助）を重点的に支援してまいります。その活動が市民や地域から必要とされ、地域課題の解決や地域の利益増進に効果があり、実現の可能性が高いかを検討して応募してください。

★B・C・D（ステップアップ・ジャンプアップ・まちづくりパワーアップ）コースについて

本市の市民活動を活性化するため、ステップアップ・ジャンプアップ・まちづくりパワーアップについても、積極的に支援してまいります。これらのコースは、その活動が自立的なもので、創造性にあふれ、地域課題の解決に大きな効果が期待できるかが重要となります。

その活動が今後も継続して行われ、多くの方々の関りを通じて、地域課題の解決に寄与できるか、また、その活動の効果が、特定の個人や法人ではなく、広く地域の利益につながるかについて検討して応募してください。

市民活動推進事業 “とちぎ夢ファール” について

1. 応募できる団体

主に市内で活動を行う3人以上の非営利活動団体（市民活動団体、ボランティアグループ、NPO法人、自治会、育成会、PTA、グループなど）であること。

2. 補助対象事業

(1) 対象となる事業

自らの企画提案によるもので、原則として新たに実施する公益的な事業とします。

①健康・医療・福祉の増進	②学術・文化・芸術・スポーツの振興
③社会教育の推進 （人権擁護・平和の推進、国際交流、男女共同参画社会の促進、情報化社会の発展を含む）	④地域づくりの推進（職業能力の開発・雇用機会の拡充支援、消費者保護を含む。）
⑤子ども達の健全な育成	⑥環境の保全（災害救援を含む。）
⑦市民活動の支援	⑧観光の振興
⑨農林漁業の振興	⑩その他、公益的な事業

(2) 対象とならない事業

- ①特定地域において従前より継続的に行われているイベント（お祭り、体育祭、交流会等）
- ②政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業
- ③事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- ④市外で実施する栃木市に関連性のない事業
- ⑤同年度に国、県又は栃木市から助成金を受ける事業
- ⑥栃木市が共催または実質的な事業主体となっている事業

◎公益的な性格を持つ事業	✖公益的な性格を持たない事業
<ul style="list-style-type: none"> ・自分たち以外の団体、地域からも求められている事業 ・受益の機会が外部にも広く開かれている事業 ・後の世代、時代にも貢献する事業 ・社会参加をしにくい弱者の利益にも配慮する事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の団体、地域の利益や自分たちの関心、勉強、趣味が主な目的の事業 ・他から求められていない自分たちの活動の押しつけ的な事業

3. 補助の種類・内容

コース	種類	内容
A	《スタートアップ補助》 新規事業又はその準備のために新たに作られた団体が行う新規事業への補助、及び既存の地域コミュニティ団体が行う新規事業への補助	●補助割合 補助対象経費の 10/10 以内 ※千円未満切り捨て ●限度額 5万円まで ●補助回数 1回限り
B	《ステップアップ補助》 既に活動実績のある団体が行う、新規事業又は既存事業の充実・拡大となる事業への補助	●補助割合 補助対象経費の 3/4 以内 ※千円未満切り捨て ●限度額 10万円まで ●補助回数 A～C通算で5回限り ※同じコースで3回目以降は、補助対象経費の 1/2 以内
C	《ジャンプアップ補助》 既に活動実績のある団体が行う、市内の広域的な地域の活性化につながる複数回実施する事業又は複合的に 行う事業への補助	●補助割合 補助対象経費の 2/3 以内 ※千円未満切り捨て ●限度額 30万円まで ●補助回数 A～C通算で5回限り ※同じコースで3回目以降は、補助対象経費の 1/2 以内
D	《まちづくりパワーアップ補助》 既に活動実績のある団体が行う、市全体の活性化につながる事業、または市全体での交流及び連携を図る事業への補助	●補助割合 補助対象経費の 2/3 以内 ※千円未満切り捨て ●限度額 50万円まで ●補助回数 3回限り

*コースの組み合わせにより、最大8回まで補助を受けることができます。

*事業の内容や審査結果により減額して交付する場合があります。

*コースをランクアップした場合、再び下げることはできません。これは、この制度が市民活動の更なる活性化を目指すものであり、団体の運営維持や存続のために補助金を交付することが無いようにとの考えによるものです。コースを上げる際には、ご注意ください。

例○ B → B → C → D 例× B → B → C → B

4. 補助対象経費

事業に必要な経費であり、団体等の恒常的な人件費や運営費、事業遂行に必要と認められないものは対象外とします。詳細は、別表の「経費区分一覧」をご覧ください。(P 7～P 8)

5. 事業実施期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

*年度を繰越すことはできません。

6. 事前説明会

(1) 日 時 令和5年12月21日(木) 19時～

(2) 場 所 栃木市市民交流センター 4階 市民活動室2

(3) 内 容 補助事業の概要、応募書類の書き方等

※初めての応募を検討している団体は、是非ご出席ください。

※事前申込制となりますので、出席を希望する団体は、必ず12月18日(月)までに地域政策課までお申し込みください。

7. 事前相談

事業の内容や書類の書き方などに関するご相談について、下記のとおり地域政策課にて随時受け付けておりますので、事業概要や申請書類の内容を事前にご相談くださいますようお願いいたします。

相談受付期間 令和6年1月12日(金)まで

8. 応募方法

(1) 応募期間 令和5年12月18日(月)～令和6年1月19日(金)

(2) 提出書類等 ①応募用紙

「Aコース用」または「B・C・Dコース用」

②団体の活動内容がわかるパンフレット、チラシ等(A4で2枚程度)

③団体構成員名簿(様式は任意)

④代表者及び連絡責任者が市外の方の場合、身分証明書(免許証又は保険証等)のコピー

⑤備品購入説明書(備品を購入する場合)

⑥委託料の見積書等(必要な場合のみ)

※①及び⑤は、様式を市HPからダウンロードしてください。

(3) 提出方法 市役所本庁舎3階の地域政策課に直接持参してください。

必要に応じ、事業内容等についての簡単な聞き取りを行います。

※応募書類の記入については、とちぎ市民活動推進センター“くらら”でもサポートします。

住所：栃木市入舟町6-8 栃木市市民交流センター内 TEL：0282-20-7131

9. 審査

審査及び事業の採択は、栃木市補助金等交付規則及び栃木市市民活動推進事業費補助金審査基準に基づき、栃木市市民活動推進事業審査委員会が行います。補助事業の採択については、審査員による採点の合計得点の高い事業から順に採択します。

(1) 審査日程

項目	1次審査	2次審査
日にち	令和6年1月30日(火)	令和6年3月16日(土)
審査方法	書類審査	プレゼンテーション
審査対象 コース	全てのコース	応募状況による
場所		国府公民館 大交流室

※二次審査が必要な団体には、事前に通知を差し上げます。(2月中旬頃)

※一次審査のみとなった場合でも、採択の可否については、二次審査終了後に決定いたします。

(2) 審査基準

審査における重点項目は下記のとおりです。

《Aコース》

《必要性》

市民又は地域の住民から必要とされているか？

《公益性》

地域課題の解決や地域の利益増進等に効果が期待できるか？

《実現可能性》

実現性が高く、費用対効果は良好か？等

《妥当性》

目的を達成する手段として、内容が適切なものか？

《B・C・Dコース》

《自立性》

目的・内容・実施体制が他に依存せず、自主的なものか？等

《創造性》

着目点やアイデアの特性が活かされているか？

《公益性》

地域課題の解決や地域の利益増進等に効果が期待できるか？

《持続可能性》

事業の継続に向けた工夫や取り組みが見られるか？

(3) 審査結果の公表

審査結果は、3月下旬頃、各団体に通知で合否をお知らせするとともに市HPで公表します。

10. 補助金交付までの流れ

- ①応募団体あてに審査結果通知書を郵送します。(3月下旬)
- ②採択された場合、補助金交付申請書を提出し、市長が補助金の交付決定をします。
(交付決定は4月)
- ③団体の指定する口座に補助金を振り込みます。(4月下旬)

11. 中間報告及び実績報告

- ・中間報告書は、事業期間が4か月を超える場合、4か月毎に提出してください。
- ・実績報告は、事業完了後1か月以内に提出し精算してください。(事業期間が3月末日のものは4月末日が提出期限です。提出期限は厳守してください。報告書の提出がなされない場合、補助金の返還を求める場合もあります。)
- ・実績報告書には、事業の実施状況の分かる写真(5～6枚)を必ず添付してください。

12. 補助金の返還

次のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の全部又は一部の返還を求めるところとなります。

- ①補助金を偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき
- ②補助金を他の用途に使用したとき
- ③補助金を市長の承認を得ず、交付の目的に反して処分したとき
- ④補助金の交付決定の内容又は補助の条件に違反したとき
- ⑤計画した事業に変更が生じ、再計算の結果、補助金額が変更となる時

13. 実績報告会

翌年6月頃に「市民活動推進事業“とちぎ夢ファーレ”実績報告会」を開催します。実績報告会では、交付を受けた全ての団体に、実績報告をしていただきます。

14. 広報

“とちぎ夢ファーレ事業”は、市民、企業の皆様からの寄附金等を原資としています。そのことを少しでも多くの市民の方に知っていただくため、事業で作成する印刷物や配布物(ポスター、チラシ、看板、新聞広告等)に、下記のロゴ表示を入れるものとします。(※紹介記事等を掲載する際は、「“とちぎ夢ファーレ”の支援を受けて実施している」旨の文言を入れてください。)

また、ロゴ表示の表示場所については、広報効果が最大限発揮できるようなるべく目立つところに表示してください。

(参考例)

“とちぎ夢ファーレ”助成事業

市民の皆様からの寄付と税金で運営し、市民活動の支援を行う事業です

R4 寄付者 (株)〇〇〇〇・〇〇〇〇〇〇委員会
(株)〇〇〇・〇〇〇〇(株)

※ 補助決定後、データでお渡ししますので、それを使用してください。

(別表) ≪ 経費区分一覧 ≫

費目		対象経費	対象外経費
1	報償費	○講師等への謝金、謝礼品 ※社会通念上、適正な額 ○協力者等への賃金(アルバイト代) ※最低賃金：954円/hを目安	○会員への謝金、日当等 ○参加者への記念品等
2	旅費	○講師等の宿泊費、交通費 ○会員・協力者等の交通費 (タクシー代を除く) ※自家用車移動費(市内170円/日、 県内680円/日) ※県外は公共交通料金で算出	○ガソリン代 ○会員の宿泊費 ○会員のみで行う会議、練習、研修会 に係る交通費 ○参加者の宿泊費、交通費
		会員・協力者等のタクシー代については、要相談	
3	交際費	○協力者等への土産 ※無報酬の場合に限る	○香典、祝金、礼状、花代、差し入れ 等
4	消耗品費等	○事業実施に最低限必要な消耗品 ○書籍、材料等の購入費 ※単価、数量については十分検討する こと。	○個人に属すると思われる消耗品等 ○汎用性が高い事務用品 例：名刺、チームTシャツ、パソコン 等ソフト、小型電子機器類(カメラ、 レコーダー、CDプレーヤー等)
5	材料費 (食材等)	○事業の一環として必要な食材費 ○事業の成果として食べ物を試食する 場合等の食材費	○販売が目的とみなされる食材費 ○参加者に配布する食材費 ○参加者への食事等の振舞
6	食糧費	○事業実施時に必要な飲み物代等 ※150円/本 以内 ○講師等への弁当代 ※700円/個 以内	○会員・協力者等・参加者への弁当代
7	印刷製本費	○チラシ、報告書、資料等の印刷、 コピー代等 ※印刷部数は必要最低限(部数明記) とし、華美な仕様としないこと	○個人に帰属する印刷及び印刷物 ○団体会員に対する印刷及び印刷物 例：名刺の印刷、団体会報誌の印刷
8	修繕費		☆団体の所有資産物の価値を上げるこ ととなるため認められません。
9	工事費		☆当補助事業はソフト事業への補助で あることから認められません。
10	医薬材料費	○事業実施に必要な医薬品購入費用	例：栄養ドリンク等
11	通信運搬費	○事業実施に必要な切手代、運搬経費等	例：固定電話、携帯、スマホ料金等

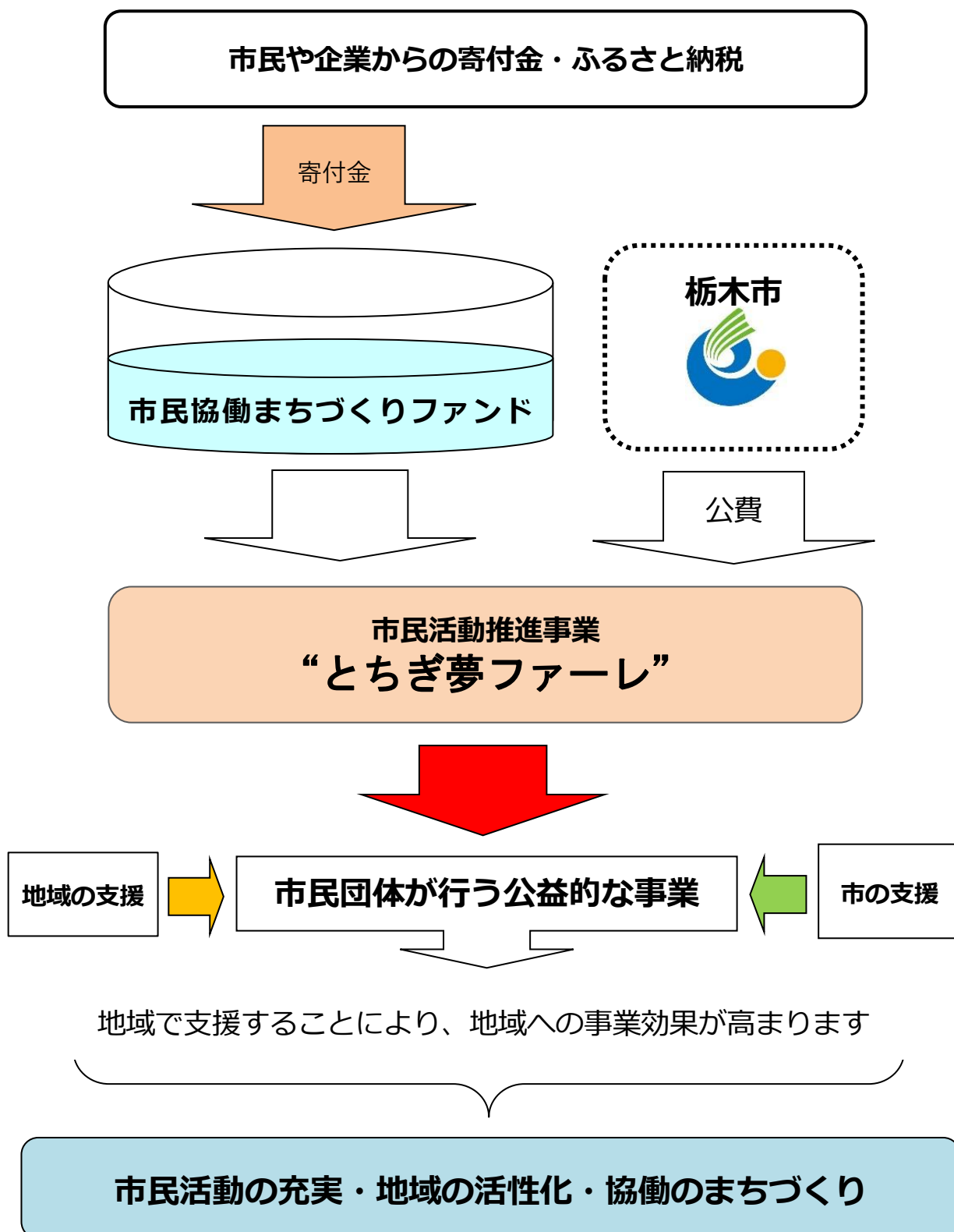
費目		対象経費	対象外経費
12	手数料	○各種申請手数料、振り込み手数料等	
13	保険料	○協力者等・講師等・参加者が、当該イベント時に加入する保険料 ※会員・協力者等については、市の市民活動補償保険の適用対象となる場合があります。詳細は地域政策課地域づくり推進係に問合せ下さい。	○団体自身が通年で加入する団体の活動を対象とした保険料 ○団体等が加入する補助対象事業以外の事業に対する保険料
14	委託料	○専門的な技術、知識を有する作業で、当該事業の実施に必要不可欠と認められるものの委託 ※委託業務のある団体は、業務内容・単価等が明記された見積書を提出してください。	○当該補助事業の再委託と認められるもの 例：物品の借上げ及び設置 ○作成後、再度利用が可能と認められる成果品が残るもの⇒備品と判断します。
15	使用料及び賃借料	○会場や機器等の使用料または賃借料 ※当該事業に係るものと明確に区別できるもの ○バス等の借上げ料 ※但し、 <u>視察研修等の計画書の作成</u> ができ、審査委員会が認めたもの	○会員のみで行う会議、練習、研修会に係る会場等使用料 ○団体又は会員が自ら所有している施設等の使用料
16	備品購入費	○1品1万円以上の物品 ※補助金額の10%を上限とする ※備品購入が必要な団体は、別途備品購入説明書を提出してください。 ※備品の購入は必要最低限としてください。	○当該事業の遂行に必要と認められないもの ○汎用性が高い物品の購入となるもの ※当補助は、基本的に装備品等の物を購入するものではありません！

【経費全般に関する注意事項】

- ・補助金の使途として、社会通念上、不適切と判断されるものは認められません。
- ・適正な価格及び適正な規模（必要最低限の数量）と判断されないものは認められません。（審査会で別途業者より相見積書を徴求するなど、価格の妥当性を確認する場合があります。）
- ・団体等の恒常的な人件費、運営費や管理費と判断されるものは認められません。
- ・審査委員会において対象経費として認められなかった経費については、補助額よりその分を差引いての交付となる場合があります。
- ・購入品については、全て領収書（団体名、領収日付、品名、数量、領収印があるもの）又はレシート（品名、数量が分かるもの）等のコピーを提出してください。領収書類が無いものは、経費として認めません。無い場合は、その割合分又は全部の補助金を返還していただくこととなります。

栃木市市民協働まちづくりファンドの仕組み

☆市民と行政による協働のまちづくりを目指します☆





◆問合せ先 〒328-8686
栃木市万町9番25号
栃木市役所 地域振興部 地域政策課 地域づくり推進係
TEL : 21-2331 FAX : 21-2685
e-mail : chiiki@city.tochigi.lg.jp